

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【公表番号】特表2017-527544(P2017-527544A)

【公表日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-036

【出願番号】特願2017-506827(P2017-506827)

【国際特許分類】

C 0 7 K	16/18	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	39/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 1 2 N	15/02	(2006.01)
C 1 2 N	15/00	(2006.01)

【F I】

C 0 7 K	16/18	
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 P	39/00	
A 6 1 P	37/06	
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
C 1 2 N	15/00	C
C 1 2 N	15/00	Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月31日(2018.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

H鎖可変領域( $V_H$ )及びL鎖可変領域( $V_L$ )を含む、抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントであって：

前記 $V_H$ は、配列：G Y T F T D H T I H(配列番号1)を含むH鎖可変領域CDR1、配列：Y N Y P R D G S T K Y N E K F K G(配列番号2)を含む前記H鎖可変領域CDR2、及び、配列：G F I T T V V P S A Y(配列番号3)を含むH鎖可変領域CDR3を含み、並びに、

前記 $V_L$ は、配列：R A S K S I S K Y L A(配列番号4)を含むL鎖可変領域CDR1、配列：S G S T L Q S(配列番号5)を含むL鎖可変領域CDR2、及び、配列：Q Q H N E Y P W T(配列番号6)を含むL鎖可変領域CDR3を含む、

前記抗体またはその抗原結合性フラグメント。

【請求項2】

抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントであって：

配列番号 7 を含む H 鎖可変領域配列と少なくとも約 90 % の配列同一性を有する配列；および / または、

配列番号 8 を含む L 鎖可変領域配列と少なくとも約 90 % の配列同一性を有する配列、

【請求項 3】

抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントであって：

配列：Q V Q L Q Q S D A E L V K P G A S V K I S C K V S G Y T F T D H T I H W M K Q R P E Q G L E W I G Y N Y P R D G S T K Y N E K F K G K A T L T A D K S S S T A Y M Q L N S L T S E D S A V Y F C A K G F I T T V V P S A Y W G Q G T L V T V S A (配列番号 48) である H 鎖可変領域配列；および / または、

配列：D V Q I T Q S P S Y L A A S P G E T I T I N C R A S K S I S K Y L A W Y Q E K P G K T N K L L I Y S G S T L Q S G I P S R F S G S G S G T D F T L T I S S L E P E D F A M Y Y C Q Q H N E Y P W T F G G G T K L E I K (配列番号 8) である L 鎖可変領域配列、

を含む前記抗体またはその抗原結合性フラグメント。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントであって、前記抗体がモノクローナル抗体、キメラ抗体、ヒト化抗体、ヒト抗体、および s c F v からなる群から選択される、前記抗体またはその抗原結合性フラグメント。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の抗セラミド抗体であって、s c F v である前記抗体。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の前記抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントと同じ抗原決定基と結合する、抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメント。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントであって、抗体またはその抗原結合性フラグメントは、吸入、静脈内、筋肉内、腹腔内、脳脊椎液内、皮下、滑液包内、くも膜下腔内、経口、または局所投与のために調剤されている、前記抗体またはその抗原結合性フラグメント。

【請求項 8】

それを必要とする対象においてアポトーシスを阻害するための薬剤の製造における、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントの使用。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の使用であって、前記アポトーシスが移植片対宿主病、放射能疾患、G I 症候群および自己免疫性疾患からなる群から選択される疾患に随伴する前記使用。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の使用であって、前記疾患が放射能疾患または G I 症候群であり、かつ前記抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントが、前記対象が放射線に被曝する前に投与される、前記使用。

【請求項 11】

請求項 9 に記載の使用であって、前記疾患が移植片対宿主病であり、かつ前記対象が移植片を受ける前に前記抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントが投与される前記使用。

【請求項 12】

請求項 11 に記載の使用であって、前記移植片が骨髄移植片である前記使用。

【請求項 13】

対象の透過線への被曝後の G I 症候群である該対象におけるアポトーシスの緩和のための薬剤の製造における、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントの使用。

【請求項 14】

請求項 1 3 に記載の使用であって、前記対象の透過線への被曝直後に前記抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントを投与する前記使用。

【請求項 1 5】

請求項 1 3 に記載の使用であって、前記対象の透過線への被曝後 24 時間以内に前記抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントを投与する前記使用。

【請求項 1 6】

対象が移植片を受ける前または前記対象が移植片を受けた後の GvHD 発症前の、該対象における GvHD におけるアポトーシスの阻害のための薬剤の製造における、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の抗セラミド抗体またはその抗原結合性フラグメントの使用。

【請求項 1 7】

請求項 1 6 に記載の使用であって、前記移植片が骨髄移植片である前記使用。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図6】

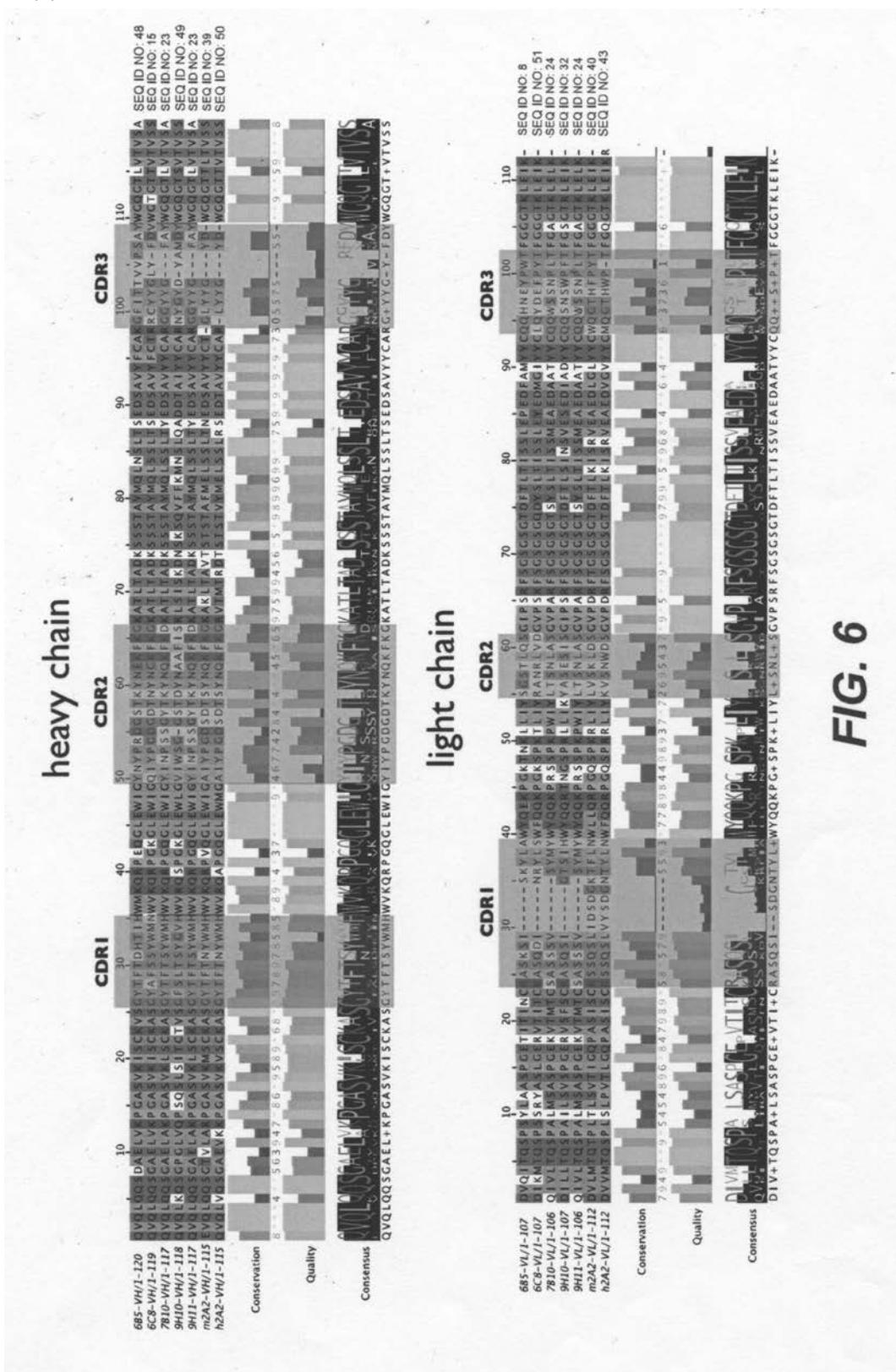


FIG. 6